

柏市アフタースクール事業運営評価懇談会設置要領

制定 令和8年4月30日

施行 令和8年4月30日

(設置目的)

第1条 アフタースクール事業（以下「事業」という。）の民間事業者による運営業務について、その運営状況を有識者が客観的に評価することにより、利用者への質の高いサービスの提供に資することを目的として柏市アフタースクール事業運営評価懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業の具体的な方策の検討に関すること。
- (2) 事業の検証及び評価に関すること。
- (3) 安全管理に関する方策及び研修の検討に関すること。
- (4) 体験プログラムの充実の検討に関すること。
- (5) 地域人材の活用に関する方策及び評価の検討に関すること。
- (6) その他事業の運営に係る検証及び評価に必要な事項に関すること。

(委員構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 柏市小中学校校長会を代表する者
- (2) 柏市PTA連絡協議会関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 地域学校協働活動関係者
- (5) 青少年健全育成団体関係者
- (6) 子育て支援団体等関係者

(座長及び副座長)

第4条 懇談会には、座長及び副座長各1人を置く。

- 2 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、令和10年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 懇談会は、教育長が招集する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、委員以外の者（以下、「その他出席者」という。）を懇談会に出席させることができる。

3 懇談会は原則として公開とする。

4 懇談会の会議録及び資料は、個人に関する情報又は法人その他の団体に関する情報などを除き、原則公開とする。

(事務局)

第7条 懇談会の事務を処理させるため、事務局を柏市アフタースクール課に置く。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って事務局が定める。

(報償費)

第9条 委員に対する報償費（謝礼金）は、柏市アフタースクール事業運営評価懇談会1回の出席につき8,000円を支給するものとする。

2 支払方法については、委員本人が指定する口座に、懇談会の開催日から1か月以内に支払う。

附 則

1 施行期日

この要領は、令和8年4月30日から施行する。

2 失効

この要領は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。